2021.10.4 作成【大津市障害福祉課/福祉指導監査課】

行動援護事業について

➢ 行動援護基本指針

指定行動援護事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

➢ 対象者

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって常時介護を要する方で障害支援区分が区分３以上で行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者

➢ サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に３年以上（かつ５４０日以上）の従事経験を有するもの。

（令和 6 年 3 月 31 日までの間は、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たすものであって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に５年以上（かつ９００日以上）従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。）

サービス提供責任者の員数

指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業者指定をあわせて受けていて、かつこれらの事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、指定居宅介護と重度訪問介護、同行援護、行動援護を合わせた事業所の規模に応じて配置すればよい。

➢ サービスを提供する者の資格要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に１年以上（かつ１８０日以上）の従事経験を有するもの。

（令和 6 年 3 月 31 日までの間は、居宅介護従業者要件を満たすものであって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に２年以上（かつ３６０日以上）従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。）

従業者（ヘルパー）の員数

指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業者指定をあわせて行う場合、当該事業所におくべき従業者の員数は、１つの事業所としておくべき員数で足りる。

資格証　＋　実務経験証明書が必要！

直接処遇経験の期間及び実際に支援を行った実日数の証明があるもの

ポイント

●サービスに従事する従業者が必要な資格を有していることを必ず確認してください。必要な資格を有さないままサービス提供に従事していた場合、支払われた給付費の返還が必要になります。

●必要な資格については資格証及び実務経験証明書により確認し、資格証の写し及び実務経験証明書を事業所で保管してください。求められた場合に確認していることを証明できないと、資格のないままサービス提供に従事させていることになります。

➢ サービス内容

1

行動援護は知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者について次のようなサービスを行うものです。

事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙（以下支援計画シート等）を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。

① 予防的対応

ア　行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ちついた行動がとれるよう理解させること

イ　視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知した上で環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど

② 制御的対応

ア　何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に、本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること

イ　危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること

ウ　本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

③ 身体介護的対応

ア　便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ　食事を摂る場合の食事介助

ウ　入浴及び衣服の着脱介助など

行動援護では、「**行動援護計画**」とは別に、『**支援計画シート**』と『**支援手順書兼記録用紙**』が必要です！

➢ 支援計画シートの未作成減算について

支援計画シート等の作成にかかる業務が適切に行われていない場合は所定単位数（各種加算がなされる前の単位数）の９５％を算定します。（５％の減算）

2

➢ 支援計画シートの作成について

行動障害への支援について関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うため、サービス提供責任者等による指揮の下、利用者ごとに作成するものです。

支援計画シート(記載例)

氏名（ 横浜　太郎 ）　支援計画者（ 神奈川　一郎 ）

インテーク（情報の収集・整理）	アセスメント（評価）		プランニング（支援計画）
情報（見たこと、聴いたこと、資料などから）	理解・解釈・仮説（わかったこと、推測したこと）	支援課題（支援の必要なこと）	対応・方針（やろうと思うこと）
・20歳男性、自閉症、重度知的障害 ・身長172cm、体重105kg ・養護部卒業後8年間で45kg体重増加 ・高血圧（100-180） ・14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている ・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回観ている ・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌 ・外出は母と行く買い物と、父と行くドライブ以外は経験なし ・いつも頭に腕を巻きたがる ・衣類を着ることはできるが、袖等の細かいところは支援が必要 ・弁当の開封や、割りばしの使用等の細かい作業は困難 ・開封後のごはは食事が終わるまで、テーブルの上に乗っている ・スケジュールを絵カードで提示していると、理解しやすい	生物的なこと（疾患や障害、気質など） ・非常圧からの強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症 ・生活習慣病の対策が必要 ・口頭より視覚的な指示理解の能力が高い ・とっさに乱幼児を突き飛ばすリスク高い ・女性や子どもの甲高い声は嫌い ・固定し興奮すると数時間単位で不穏状態が継続、場合によっては周囲の人が怪我をするリスク高い	①ダイエットと生活習慣病予防 ②スケジュールの時間	・昼食に量が多くて低カロリーのメニューを選ぶ ・散歩の時間を組み入れる（時間や歩行距離は計画的に増やす） ・散歩時はできるだけ刺激の少ない道を選ぶ ・一日のスケジュールを絵カードで提示する ・スケジュールの提示場所は厨房 ・場所や人、何をするかを具体的に写真や絵カードを利用して伝える ・その日の体調等や本人の希望により、スケジュールの組み換えは可能
	心理的なこと（不安、葛藤、希望、感情など） ・細かい作業には集中して取り組むことができるが、長くは続かない ・疲れかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると大声・床を叩く・頭突き等に表れる ・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある	③自宅で穏やかな時間を過ごす	・本人とのコミュニケーションには絵カードを用いる ・DVD鑑賞は本人が引ラックスできる時間なので、自分で選んでもらい、機械の操作が正しく行えているかを確認する ・本人が嫌なことを本人がいうまで無理に誘導しない

① 支援計画シート

利用者の行動特性、日常的な生活パターン、
感覚の過敏性等

↓ **アセスメント**

プランニング（支援計画、具体的援助方法）

<u>状況の変化や支援で新たに確認できた項目があれば</u>
<u>都度更新</u>をしてください。

利用者の同意欄不要

② 支援手順書　兼　記録用紙

支援計画シートの情報を基に、実際の１回の外出
支援の場面ごとに必要な支援・手順を事前に作成

＋

計画通りに支援できたか場面ごとに**モニタリング**
し様子を記載

支援手順書　兼　記録用紙(記載例)

利用者名	横浜　太郎	サービス提供日	平成27年11月1日(日)		作成者名	神奈川　一郎
事業所名①	KRDケアサービス	サービス名	行動援護	時間 10:00-15:00	援護者名	髙内　花子
事業所名②		サービス名		時間	援護者名	
事業所名③		サービス名		時間	援護者名	

時間	活動	サービス準備	チェック	様子
[illegible]	顔合わせ	玄関(挨拶)　→トイレ　→居室(スケジュールの確認)	○	居室にてスケジュールの確認を行いました。「買い物行きたい」と繰り返していました。
10:30-12:00	散歩・買い物	居室(散歩準備・買う物の確認)　→玄関(靴の履き替えに声かけ)　→○○スーパー(ジュース・昼食・スナック菓子1個を購入)　→公園(プランニングとすべり台で楽しむ。かぶる子がいると中止)　→玄関(靴の履き替えに声かけ)　→施設所(うがい・手洗い)→居室(休憩109)	○	目的の物のみを買うことができました。公園では子どもがいましたが、離れてベンチに座っていると子どもがすぐに走ってきました。
12:00-13:00	昼食	居室　→トイレ　→ダイニング(ジュースと菓子を皿に入れる→テーブルに置く→弁当を置く→「いただきます」→お茶をコップに注ぎ準備)　→洗面所(手洗い歯磨きとタイマーを使用して歯磨き、仕上げ介助)	△	歯磨きはタイマーが鳴らないうちから終わろうとするので、「歯磨きします」と伝えると自分の順番が来ることがありました。おやつを早く食べたかったようです。
13:00-15:00	居室で過ごす	パズル・DVD鑑賞　→おやつ(14:00になったら買ってきたジュースと菓子を食べる)　→ゴミ捨て(分別の声かけ)　→DVD鑑賞　→次回スケジュールの確認	○	おやつを食べ終わると、自分からゴミ捨てを行いました。分別も(ほぼ)自力で行うことができました。

【連絡事項】
・スーパー店内では決まったルートを通ってレジまで行きます。
・移動時、決まったルートに人がいる場合は、通り過ぎるまで本人に待ってもらいます。
・小さな子どもや大が苦手なので、公園等で施設に入る場合は配慮します。

利用者の確認は不要

毎回のサービスの都度記録が必要！
モニタリングの結果を基に手順を練り直します。

ポイント

●支援計画シート等は<u>行動援護計画（個別支援計画）とは作成の目的や活用方法が異なります。</u>
必要な内容を明確にし、作成されていることが客観的にわかるようにしてください。

●支援計画シート等の様式は、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。
→支援計画シートについては今後障害福祉課より雛形を提示しますので参照の上、各事業所の状況に応じて作成してください。